市議会議員共済会
ファックス番号　03-3222-0658

年金受給者の死亡連絡票（ファックス送信票）

市議会議員共済会　御中

送　信　日	令和　　年　　月　　日

議会事務局	市区コード		市　区　名	都道府県　　市区
	担当者氏名		お問い合せ電話番号	

下記のとおり連絡します。

年金の種類	1.退職年金　　2.公務傷病年金　　3.遺族年金
年金証書番号	第　　号
フリガナ	
氏名	
死亡年月日	平成 令和　　年　　月　　日
定款第26条の遺族の有無	1.有（遺族年金の請求）　2.無（共済給付金受給権消滅の届出）
備考	

（留意事項）1.「定款第26条の遺族」とは共済給付金を受けるべき遺族として市議会議員共済会定款第26条に定められている者です。配偶者並びに元議員であった者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母と定められています。
2.遺族年金の請求または共済給付金受給権消滅の届出に関する手続きについては、「議員年金の手引」を参照してください。
3.遺族年金の請求、共済給付金受給権消滅の届出の手続きについてご遺族の方にご案内する際には、請求関係用紙と「遺族年金の請求・受給権消滅に関する手続きのご案内」（冊子）を一緒にお渡しください。